

## 2. 川崎区構想素案に対する御意見と市の考え方

対象項目	整理NO	P	意見の要旨	市の考え方
めざすべき都市像	201	13	2(3)歩行者、自転車、自動車が共存する道路をめざします の項について 例えば四谷下町、塩浜陸橋(132号線)まで樹木、電柱で人も安心して歩けない。先日2~3ヶ所は直してくれましたけど、自転車、車いす、また老人には危険です。一層のこと、観音交差点から樹木をなくして歩道優先にしてほしい。(バリアフリー化)、四谷下町21~22~23-2	都市計画マスタープランは、都市計画の基本方針であることから、個別具体の事業については詳細に記述しておりません。御意見の趣旨につきましては、関係部局に伝えてまいります。
	202		都市構造と関係すると思うが、川崎に行けばこれがあるといった、まちをテーマパークのようにする考え方はあるか。	御意見の趣旨につきましては、川崎区構想素案P12 1魅力ある川崎駅周辺や身近な生活の拠点を育みますの項において、めざすべき都市像の基本的な考え方として記述しております。なお、都市計画マスタープラン素案において、まちをテーマパークにするという考え方は記述しておりませんが、川崎区構想素案P44 5 地区の特性を活かした心地よい調和の取れた街なみを育みます の項において、歴史的、文化的な資産を活かした街なみ景観づくりについて記述しております。
都市構造	203	17	1(1)広域拠点としての川崎駅周辺地区の整備 駅周辺の活性化についていろいろ書いてありますが、6月14日の市議会の本会議で傍聴していましたところ、〇〇議員の質問の要旨の17項目において、「駅周辺総合整備計画について」バリアフリーに関して質問していました。市側は担当局長の回答では、交通信号機を設置しましてと言っていました。その他には、川崎駅北口に自由通路(東西通路)を新設すると回答していましたが、東京新聞(H18. 4. 29)の地方版には4月28日に駅周辺のバリアフリー他(別紙新聞参照)北口改札を新設(2010年度)することも書いてありました。この件については素案とは別に考えて良いのですか。なぜかは、1日も早く実行していただきたいと思えます。	御意見の趣旨については、川崎区構想素案P22 1(1)川崎駅周辺地区 の項の中に反映されていると考えておりますが、具体の事業の推進に向けた御意見として関係部局に伝えてまいります。
	204		海に開いたまちの具体的イメージはどのようなものか。	川崎区は海に面した唯一の区であり、貴重な財産であると考えております。川崎区構想素案P19 4(1)海に面し、海に開いたまちを育みます の項において示すとおり、臨海部の土地利用転換等の機会をとらえて、市民が海にアクセスすることができ、水に親しむことのできる空間づくりや、水際線を活かした景観づくり等をめざすこととしております。
土地利用	205		広域拠点とされる主要駅等は、現在無秩序と雑踏以外の何物でもない。車と人の流れを地上と地下、高架を組み合わせ、明確に区分すべきである。 また、地域生活拠点も含めて、交通の利便性を生かし、医療・福祉や文教などの公共施設を中心に整備を行うべきである。駅等から、公共交通機関以外の車を締め出し、駐輪場や歩行者道路の整備に力を入れる(自転車の利用者には、無料の駐輪場の使用権を支給することを検討する)。	広域拠点である川崎駅周辺地区の整備に関しては、川崎区構想素案P22 1(1)川崎駅周辺地区 の項において示すとおり、広域的な商業機能、文化・交流、行政等の都市機能の集積、さらに交通結節点機能の強化、施設のバリアフリー化等について記述しております。さらに、川崎区構想素案P39 3(6)バリアフリーの推進 の項において、駅周辺の公共公益施設等への主要な移動経路についてのバリアフリー化について記述しております。また、駐輪場の整備については、川崎区構想素案P39 3(5)自転車と共生するまち の項において、基本的な考え方を記述しております。具体的な整備提案については、都市計画マスタープラン素案では反映できませんが、川崎駅周辺総合整備計画に基づく具体的取組を進める上で、参考とさせていただきます。

土地利用	206	大型店の出店等により商店街の衰退は進んでいる。この件についてどう考えるか。	御意見の趣旨につきましては、川崎区構想素案P24 3「人と人がふれあえる身近な商店街の活性化をめざします」の中の項の中に反映されているものと考えております。
	207	景観とも関係するが、「人間の顔」をもった街並づくりのためには、我が物顔の超高層ビルの建設を阻止し、ヨーロッパのように建物の高さに一定の制限をしなければならぬ。	建物の高さにつきましては、川崎区構想素案P44 5地区の特性を活かした心地よい調和の取れた街なみを育みますの項に示すとおり、広域拠点である川崎駅周辺地区から住宅地まで、さまざまな地区の特性を活かした街なみ景観の形成が必要と考えております。御指摘の超高層化につきましては、拠点地区や大規模工場跡地等の計画的な土地利用転換を誘導すべき地区においては、限られた土地の計画的な高度利用という観点から、画一的に否定すべきではないと考えております。 なお本市では、住居系の用途地域を中心に高度地区を定め、一定の高さ制限を行っているとともに、川崎区構想素案P25 4(1)住宅地の環境改善の項において示すとおり、現に立地している建築物の規模(容積率)に比べて指定されている容積率の最高限度が特に大きい地区については、地域の実情の応じた質の高い住宅地を形成するために、きめ細かな土地利用誘導方策を検討することとしております。
	208	工場跡地(日本コロンビア)の巨大マンション計画が、来年には本格的工事が始まるように聞いているが、行政として、まちづくり、都市計画としてはどのように考えているか。	御意見の趣旨につきましては、川崎区構想素案P26 4(3)住工混在地域の環境改善の項において、基本的考え方が盛り込まれていると考えております。
交通体系	209	36 高速道路は、都市と都市をつなぐものであり、川崎縦貫道は建設すべきでない。広域交通幹線道路網の整備が掲げられているが、市内にはすでに手に余るほどの幹線道路が通っている。1(1)⑧環境対策のための幹線道路という項目があるが、全くの時代遅れの考え方である。自動車公害対策の強化と、交通総量の削減こそ必要な対策である。地下鉄や市電、モノレール等の整備を進めるべき。	川崎縦貫道路の記述につきましては、市の「総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」と整合を図り記述しております。環境対策のため、自動車の走行性向上を図り、地域間の連携を強くする、安全で快適な幹線道路網の整備が必要と考えております。また、川崎区構想素案P38 2(4)公共交通の利用促進と一体となった交通需要の管理の項において、交通需要管理手法の活用や道路沿道の環境改善についての基本的な考え方を示しております。なお現在のところ、川崎区において市電(路面電車)やモノレール等の整備を行う予定はございません。
	210	川崎大師駅前のロータリー化、京浜急行大師線の地下化、国道の跨線等を考え、将来には歩行者、特に川崎大師への参拝客が、地下から階上へ上がる方法として、エスカレーター(エレベーター)の設置を考えてほしい。 観光バスも大師駅前まで客を降ろし、参拝客がゆっくり裏参道→仲見世→本堂→瀧秀園(公園)→東門前駅→駐車場へと歩けるよう、観光協会、川崎大師、市が協力して交通アクセスを生かすことができれば、浅草、巣鴨、亀戸天神のように、一年中にぎわう。川崎区のPRももっと必要かもしれません。	都市計画マスタープランは、都市計画の基本方針であり、具体的な整備計画を記述することはできませんが、御意見の趣旨につきましては、具体的観光施策、道路整備等の検討を進める上での参考意見とさせていただきます。
	211	地域の商店街の振興という観点から、田島、大師を結ぶバス網ができないか。 川崎区の道路体系は川崎駅を扇の要として、放射状に構成されているため、小田地区の住民が、直接市立病院等へ行くバスルートがない。このような状況を採算性だけでなく、住民のことを考えて検討してほしい。バスルートに関しては、採算性とは別に企業としての社会的責任があるのではないか。	路線バスにつきましては、川崎区構想素案P37 2(2)地域の公共交通網の整備の項において、市民生活を支える地域の足を確保していくために、市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善に取り組むとともに、市や事業者と協働して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動支援についての基本的考え方を記述しております。

交通体系	212	池田浅田線の道路整備が小田公園の手前で止まっている。その先についても計画はあるものの、市の計画と反して、住宅が建てられているがどうか。	小田公園付近の道路用地については、事業認可区間でないことから、都市計画法に基づき、一定の条件のもと、建築を許可しております。当該地を含む区間の整備につきましては、今年度、策定予定の「道路整備計画」において検討してまいります。
都市環境	213	43 都市環境の方針について かつて、川崎は豊かな多摩丘陵と、縦横に張り巡らされた水の都とも言える土地柄であった。従って、都市再生の基本は、年々減少している樹林地・農地の保全はもちろん、緑の拠点とネットワーク及び水路の復活に全力を尽くすべきである。 川崎区においては、緑の拠点は富士見公園だけでなく、大師地区と田島地区にも設けるべき。これらの公園では、大きく場所を占めている野球場などをなくし、もっと樹木を増やし森のようにすべきである(将来の少子化を考えれば、野球場などは河川敷なり学校のグラウンド等の拡充に替えればよい)。 水辺は、市民にとって多摩川だけでは全く不十分。交通量の少ない道路から順次、水路を復元するとともに、臨海部の企業から海岸を市民に開放させることが必要だ。	緑の拠点につきましては、川崎区構想素案P47 都市環境方針図素案に示すとおり、富士見公園、大師公園、桜川公園等、区内の10の公園を位置づけております。具体の整備につきましては、川崎区構想素案P43 3 富士見公園や身近な公園の充実をめざします の項において、市民の参加による市民に親しまれる公園としての再整備の基本的考え方を記述しております。また、臨海部に関する御意見の趣旨につきましては、全体構想素案P42 2 市民に開かれた、親水性豊かな臨海部の再生・整備をめざします の項において、盛り込まれていると考えます。 なお、川崎区のような既成市街地の水路を復元することは、現在のところ困難と考えております。
	214	45 6 環境調和型のまちをめざします の項について 〈現状・課題〉の囲み欄に記載のある「川崎区は、産業のまちであると同時に、公害問題を克服してきたまちです。…」について、川崎区をはじめ川崎市全域を見渡してみても「克服してきた」との行政の認識は、なにを根拠としているのか。川崎大気汚染公害訴訟で示された事実上の原告側主張を認めた「和解」をどのように理解されているのか、お示しいただきたい。 大気汚染の現状は、「人間生活に有害」な工場から排出される硫黄酸化物は、最悪時から見るなら一定の低減はみられるものの、窒素酸化物の排出については、工場移転などによって微減しているが、その「深刻さ」は一向に改善されておらず、加えて移動発生源である自動車排気ガスも一因してSPM(浮遊粒子状物質)も改善されてはいないと私は理解しているが、前述同様に見解を明らかにされたい。	公害問題に関しては市民・事業者・行政が丸となってその克服に向け取り組んでまいりました。工場などの固定発生源対策や自動車排出ガス対策を実施することによって、平成17年度において、硫黄酸化物では長期的評価で全局(9局)で環境基準を達成するとともに、浮遊粒子状物質でも長期的評価で全局(18局)で環境基準を達成しております。しかし、窒素酸化物におきましては全18測定局のうち3局が環境基準を非達成であり、今後とも、これらの対策を推進してまいります。 従いまして、川崎区構想案P45 「6環境調和型のまちをめざします」の項における〈現状・課題〉の記述を「公害防止に取り組んできたまち」と修正いたします。
	215	川崎区構想45ページに「公害を克服してきた」という記述がある。策定委員報告会で指摘した事項で、今回も修正されていないが、市としての認識なのか。どのような修正を行う予定なのかお聞きしたい。	公害問題に関しては市民・事業者・行政が丸となってその克服に向け取り組んでまいりました。工場などの固定発生源対策や自動車排出ガス対策を実施することによって、平成17年度において、硫黄酸化物では長期的評価で全局(9局)で環境基準を達成するとともに、浮遊粒子状物質でも長期的評価で全局(18局)で環境基準を達成しております。しかし、窒素酸化物におきましては全18測定局のうち3局が環境基準を非達成であり、今後とも、これらの対策を推進してまいります。 従いまして、川崎区構想案P45 「6環境調和型のまちをめざします」の項における〈現状・課題〉の記述を「公害防止に取り組んできたまち」と修正いたします。
	216	多摩川へのアクセスについてどのように考えているのか。 多摩川の自然をどのように守るのか。	御意見の趣旨につきましては、川崎区構想素案P13 4(1)自然環境豊かな多摩川の保全と活用をめざします、同素案P19 4(2)多摩川を活かしたまちを育みます、同素案P41 1多摩川の自然を市民生活に活かしていくことをめざします の項などに反映されているものと考えております。

都市防災	217	49	臨海部の拠点として、浜川崎地域や殿町・大師河原地域の整備を掲げているが、真っ先にやるべきは、コンビナートの防災対策(東亜石油のような事故は、今後もいくらでも起こる可能性がある)と市街地との間に設ける防災遮断帯の整備である。また、企業側がいま臨海部で要求している緑関連法規の緩和を許さず、企業の加害責任・社会的責任を踏まえ、現行以上の緑地・緑化を求めることが必要。	臨海部の防災対策につきましては、川崎区構想素案P49 1(1)④臨海部の安全性向上 の項の中に反映されているものと考えております。
	218		臨海部の防災について具体的な考えを示すべき。	臨海部の防災対策につきましては、川崎区構想素案P49 1(1)④臨海部の安全性向上 の項の中に反映されているものと考えております。
	219		小田地区は、戦後区画整理を行っておらず、危険なことは明白である。耐震補強など補助制度について記述しているが、実際には何軒もできていない。木造密集市街地に関する記述はあるが、耐震補強の補助などだけでなく、墨田区のような様々な取組を検討すべきである。	小田地区等の密集住宅市街地におきましては、川崎区構想素案P25、26 4 住宅地の住環境の改善と用途混在地区の改善をめざします の項において、密集住宅市街地改善に向けた基本的な考え方を記述しているとともに、同素案P49 1(2)②及び③において、災害予防対策や建物の耐震・不燃化の促進等について記述しております。都市計画マスタープランは、全ての事業について列挙しておりませんが、御意見の趣旨をふまえ、関係部局を中心に今後もさまざまな取組を進めてまいります。
	220		密集住宅市街地として、小田2・3丁目、小田栄1丁目、浅田3丁目の地区名が記載されているが、記載の基準はなにか。	「川崎市密集住宅市街地等の整備方針策定に関わる基礎調査(平成15年3月)」の中で、一定の条件により緊急に改善すべき密集住宅市街地として抽出された地区を記載しております。
	221		都市防災について 小学校区に、主要資機材、非常食の備蓄をすべきである。 避難順序:1-町会内公園(非常食300食、飲用水100ℓ)600世帯 2-小学校(ナシ) 3-中学校(アリ) (災害発生時に中学校まで受け取りに行くのは困難)	御意見の趣旨につきましては、政策領域別基本計画である川崎市地域防災計画に記述しておりますが、都市計画マスタープラン素案の記述内容をわかりやすくするため、避難についての考え方を参考図として追加修正いたします。

<p>その他</p>	<p>222</p>	<p>総論的には東京、川崎、横浜の現状を前提には言わず、世界の中で川崎の存在感は、の組立てではとも思われます。世界1で何かアピールするものがあれば(誇れるもの)それを掲げるとか。  (例)臨海部では、世界1のヨットハーバー(東洋1)(日本1)とか。  優良市民の取り合い、住民税の取り合い、囲い込み、沢山市が潤う人に市民になっていただく様に、港のイメージも良いし、接岸料も入るし、高齢でも所得があるので、保険も住民税も全部プラスに入ります。  音楽で市おこしも、箱物をつくるだけでなく各町会ごととかにテーマソングを選定させ、公認をクリアしたものは町会で曜、時を決め流さずとかして、町会ごと自分の決めた曲が街を歩くと流れているとか。市の花、木鳥の選定を町会にもやらすみたいに曲を流さして、音楽で川崎の各地を歩くと町ごとに心地良いBGMがどこからともなく風に乗って耳に届く文化発信ではどうか。  桜の木2000本を河口から植えるのも1本1万円とか価格を決めて寄付を募り、プレートに名前を入れて設置してあげ、育成は市の所有管理とするとか。首都圏に所得が高い人が多いので、何万本にも土手が桜で並木ができ、世界1、東洋1、日本1の桜街道土手(多摩川)になり、観にくる、ロケをやる、住人になるというようになったら、文化度も上がります。  土手も特区申請して、50年単位で個人に法人に、河川敷での商行為権を市で定期借地権方式で貸し出すとか。ジョグや散歩をしても(オープン)カフェ的なハウスもないが、あったら良いのにも思えます。ただし、国、県、市の事業が計画があった時は、すみやかに引き渡す条件付の特約付で権利金の売出しをしてはどうか。  古新聞だけでなく、アルミ缶、資源回収物の回収を今とは別に収集事業として事業化してはどうか。防犯、安全への必要処置への財源として、収入がきびしい折、独自財源としての道を開いてはどうか。そして、それは町内会へ、その対策費補助として還元さすということであれば、住民はためておき、特定曜日に出してくれるのではとも思えなくはないとも思うのですが。  また、市の会館・遊園地的なものへの入場料は市民(住民)は10%引とか〇〇引とかして優遇する。本籍のある人は△△引(5%とか)してあげるとかすれば、市民、隠れ市民が我が市を誇れるし、PRもするし、新住民にもなりたい(子ども有夫婦世帯の)しと、若年齢化が市としても企れるようになるし、若夫婦が集まって住みつくようになるのでは、とも思います。  何をするにも金がいる。民活、アイデア活で乗り切り、すばらしい川崎にしたいし、なあって欲しい。(世界に誇れるような)永年の世話になったところだし、何とかしたい。  転勤族で各地に住み、改めて川崎に戻り、考えるに、かつて(40年前)より良くなるはなったが、それはそれ、もっともっと良くなってほしい。羽田が近く、品川も近く、こんな良い立地(小杉もありますし)はない。東京、川崎、横浜でなく、世界の川崎から発想が創られてほしいものです。</p>	<p>御意見の世界1をめざすという考え方で記述しておりませんが、川崎区構想素案めざすべき都市像の項において示すとおり、川崎区の海に面した地理的特性や歴史的経緯を踏まえ、他にない川崎区の特徴をいかしていくという考え方で記述しております。具体的御提案につきましては、都市計画の基本方針である都市計画マスタープランに記述することはできませんが、市政に関する御意見として参考とさせていただきます。</p>
	<p>223</p>	<p>区民提案として、具体的にどのようなことが提案されたのか。</p>	<p>区民提案につきましては、都市計画課窓口、都市計画課ホームページ(<a href="http://www.city.kawasaki.jp/50/50tosike/home/tosimasu.htm">http://www.city.kawasaki.jp/50/50tosike/home/tosimasu.htm</a>)をご覧ください。</p>